

BCAO 月例オープン勉強会

中小企業・小規模事業者強靱化対策 ～中小企業強靱化法を踏まえて～

2019年7月16日

NPO 事業継続推進機構 副理事長
SOMPORリスクマネジメント 首席フェロー
高橋孝一

目次

1. 中小企業強靱化法の概要 P2~9
2. 支援策の内容(税制優遇・金融支援・補助金等) P10~14
3. 事業継続力強化計画書申請の内容 P15~17
4. 普及啓発に向けた取り組み P18~23

2019年6月公布7月施行予定 中小企業強靱化法のポイント

1. 中小企業強靱化法

「中小企業の事業活動の継続に資するための
中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」

2. 事業継続力強化計画作成による経済産業大臣認定制度(BCPではない?)
3. 税制上の優遇措置
4. 低金利融資(日本政策金融公庫)
5. ものづくり補助金又は持続化補助金の優先採択
6. 保証枠の拡大(静岡県信用保証協会等)
7. 自家用発電機の補助金(6/28締切)

1. 中小企業強靱化法の概要

中小企業強靱化法（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律）

- 本研究会における検討結果を踏まえ、**中小企業の災害対応力を高める**ため、「**中小企業強靱化法案**」を本通常国会に提出し、5月29日に**成立**。**この夏の施行**に向け、準備を進めている。

① 中小企業の防災・減災対策の強化（中小企業等経営強化法の改正）

(1) 国による**基本方針**の策定

- ① 中小企業が行う事前対策の内容
- ② 中小企業を取り巻く関係者※に期待される協力

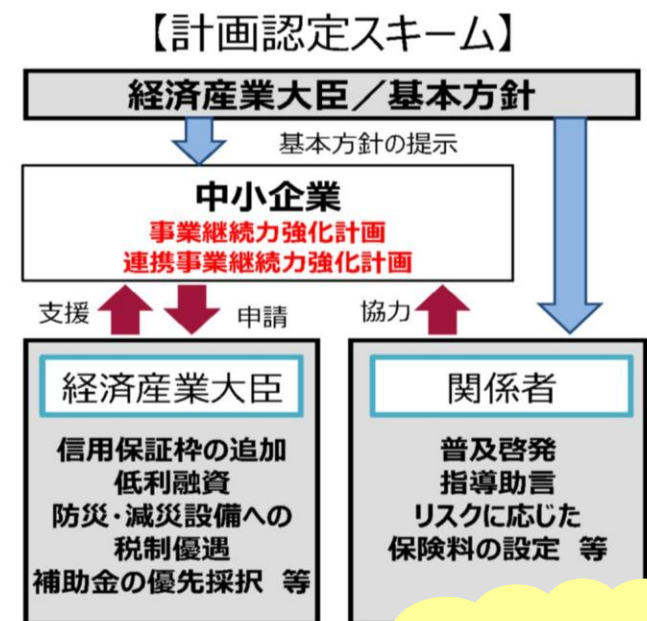
(2) 経産大臣による防災・減災対策に関する**計画**の認定

- ① 中小企業が単独で行う「事業継続力強化計画」
- ② 複数の中小企業が連携して行う「連携事業継続力強化計画」

(3) 認定計画に基づく取組に対する**支援策**

- ① **税制優遇**（防災・減災設備への税制優遇の創設）
- ② **補助金採択に当たっての優遇** ③ **金融支援**（信用保証、低利融資等）

(4) 国、地方自治体、関係者の**協力**（努力規定）

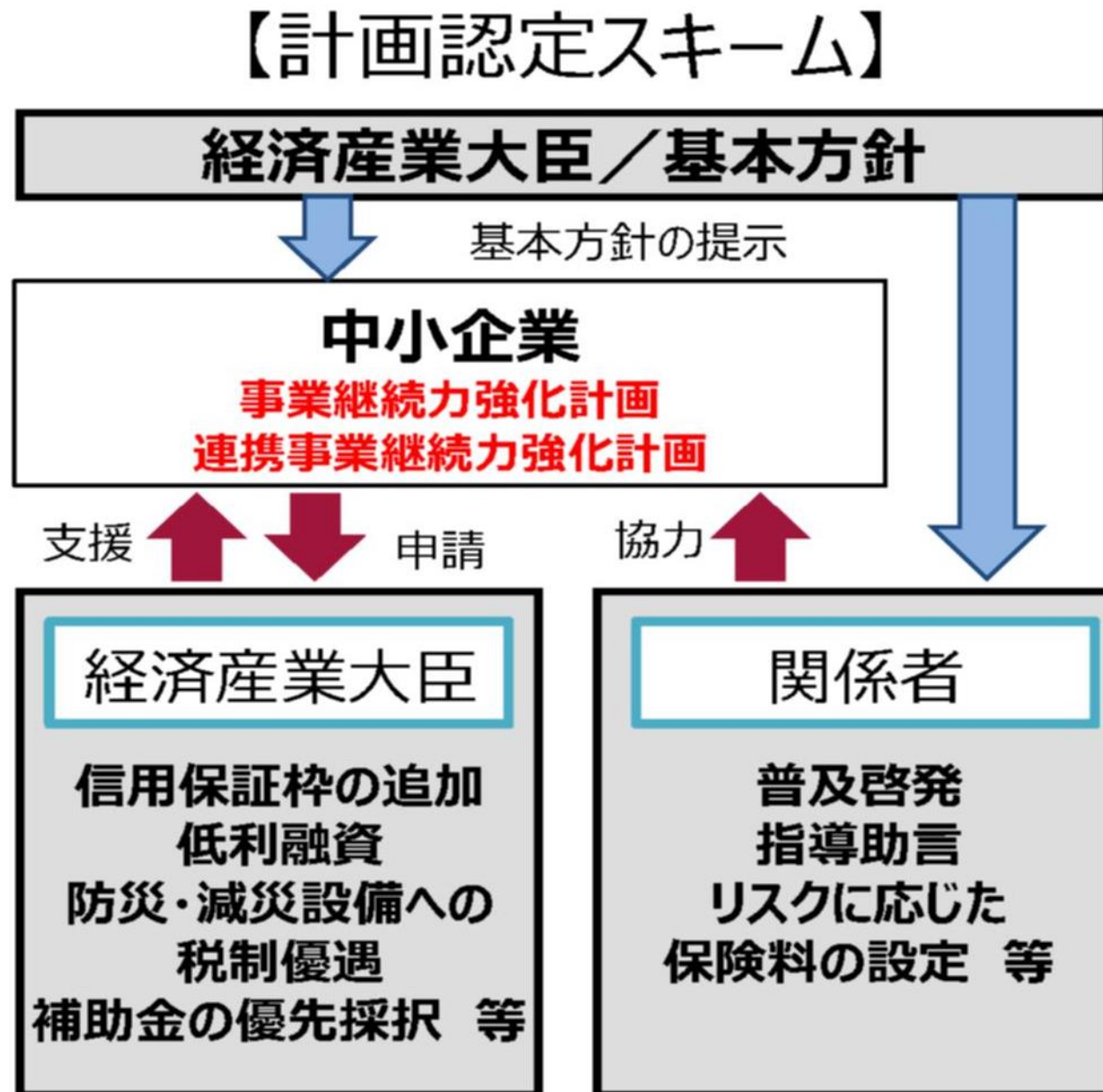


次ページに
拡大掲載

② 商工会・商工会議所による支援体制の強化（小規模事業者支援法の改正）

- 商工会・商工会議所の業務として普及啓発や発災時の対応を明確化（「**支援計画**」として策定）

1. 中小企業強靱化法の概要



1. 中小企業強靱化法の概要

(参考)国会の審議経過

2019/2/15 閣議決定

2019/4/16 衆議院・本会議 (趣旨説明質疑)

2019/4/24 衆議院・経済産業委員会 (対参考人質疑・現地視察)

参考人：栗原敏郎氏（神奈川県中央会 副会長）、古賀茂明氏、高井章光氏（日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター事務局長）、千葉哲美氏（気仙沼本吉商工会副会長）

視察先：株式会社金子製作所、株式会社サイホー

2019/5/10 衆議院・経済産業委員会 (対政府質疑①)

2019/5/15 衆議院・経済産業委員会 (対政府質疑②)

2019/5/16 衆議院・本会議 議了

2019/5/17 参議院・本会議 (趣旨説明質疑)

2019/5/23 参議院・経済産業委員会 (対参考人質疑)

参考人：森義久氏（全国商工会連合会 会長）、晝田眞三氏（岡山県中央会 会長）、山本昌弘氏（明治大学商学部教授）

2019/5/28 参議院・経済産業委員会 (対政府質疑)

2019/5/29 参議院・本会議 成立 (全会一致)

2019/6/5 公布

1. 中小企業強靱化法の概要

(参考) 国会審議における指摘事項

- リソースの少ない中小企業・小規模事業者も、防災・減災対策に取り組むことができるよう、多面的に支援していくべきではないか。
 - 中小企業・小規模事業者の防災・減災への意識が低い中で、どのように普及啓発を図っていくのか。
 - 中小企業・小規模事業者が防災・減災対策に取り組むにあたり、どのようなインセンティブが効果的か。
 - 親事業者や損害保険会社はじめとした関係者の支援をどのように促していくのか。
 - 防災経済コンソーシアム等の関係者間の連携強化にどのように取り組んでいくのか。
 - 防災・減災対策に名を借りた下請中小企業への過度な要求をどのように対策していくのか。
 - 使い勝手のよい制度にすべく、様式を含め、手続きの簡素化に取り組むべきではないか。
 - 今夏にも豪雨による災害が予想される中で、一刻も早く法律を施行すべきではないか。
 - 防災・減災に関する支援人材の育成にどのように取り組んでいくのか。
 - 事業継続計画（BCP）の実行性を高めるため、計画の不断の見直しや訓練実施を行っていくべきではないか。
- ※その他、各条文等の趣旨や規定についても質問あり。

1. 中小企業強靱化法の概要

(参考)事業継続力強化計画の詳細制度設計のための検討会 委員名簿

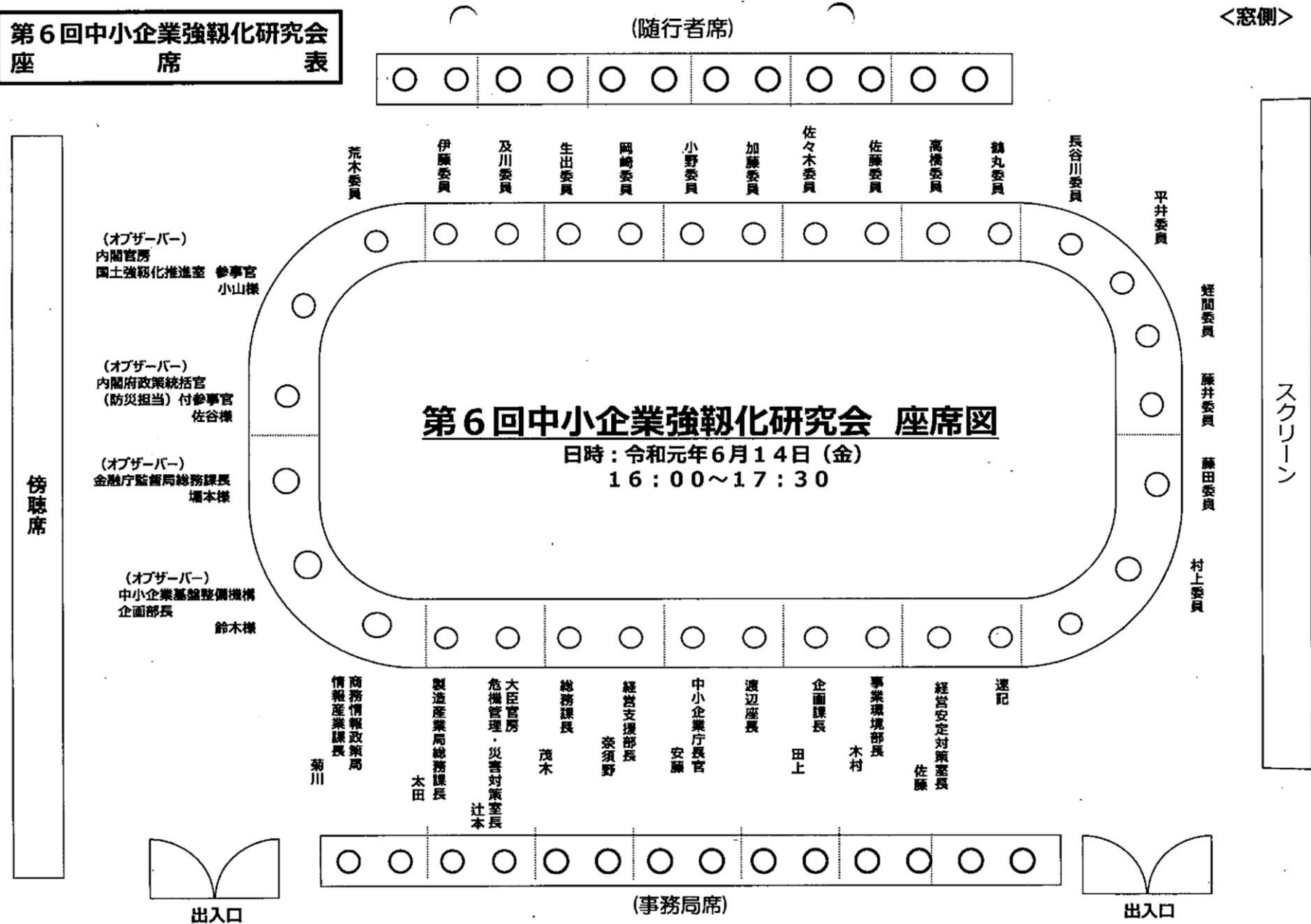
下記の6人の専門家で中小企業庁から提案される強靱化支援の具体策を検討してきました。

- ◆伊藤 毅 特定非営利法人事業推進機構 副理事長
(株)レジリエンシープランニングオフィス 代表取締役
- ◆川口 淳 三重大学大学院 准教授
- ◆高橋 孝一 SOMPOリスクマネジメント株式会社 首席フェロー
- ◆蛭間 芳樹 株式会社日本政策投資銀行サステナビリティ企画部
BCM 格付主幹
- ◆藤田 千晴 東京都中小企業診断士協会 理事・地域支援部長
- ◎渡辺 研司 名古屋工業大学大学院 教授

◎は座長

1. 中小企業強靱化法の概要

第6回中小企業強靱化研究会 座席表



1. 中小企業強靱化法の概要

(参考)事業継続力強化計画とBCPの違い

参考：防災・減災対策における事業継続力強化計画の位置づけ

- 本計画の策定は、事業者が事業継続力獲得に向けて継続的に取り組むための第一歩。

事業継続力の獲得（目指す姿）

- ①自然災害等の脅威発生時の甚大被害発生確率の減少
- ②被害発生時の迅速な対応行動の実現
- ③甚大被害発生時にも復旧可能な財務体質や支援体制の確保
- ④現実的な継続的改善のプロセスの定着

事業継続計画（BCP）

- ①重要業務と目標復旧時間の決定（ただし必要に応じて）
- ②事業継続戦略（復旧・代替・お互い様など）
- ③業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
- ④継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定

事業継続力強化計画（認定対象）

- ①事業継続力強化の必要性の認識
- ②脅威と発生時の被害発生認識
- ③必要な事前対策（防災+事業継続、訓練の実施を含む）の抽出と実施計画策定
- ④初動対応体制と行動プロセスの明確化
（人命安全確保～被害状況把握～顧客報告）

対策の実施と訓練による改善

2.1 支援策の内容（税制優遇・金融支援・補助金等）

①防災・減災対策の促進に向けた支援策（税・金融措置・補助金）

- 事業継続力強化計画の認定を受けた者に対し、税制措置・金融支援を講ずるとともに、補助金採択に当たって優遇。

税制優遇

○中小企業防災・減災投資促進税制

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の設備投資に対する特別償却(20%)

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

【具体例】

- ✓ 機械装置（100万円以上）
：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）
：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）
：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

金融支援

○信用保証

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の信用保険の保証枠を別枠追加。

○日本政策金融公庫・BCP融資の拡充

津波、水害及び土砂災害に係る要対策地域に所在する者の土地に係る設備資金について、貸付金利を引き下げ。

加えて、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の防災に係る設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げ。

補助金等

○補助金採択にあたっての優遇

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が補助金採択にあたって加点措置が受けられるなどの措置を検討中。

○自家用発電設備等導入への補助

大規模災害時等の停電に備え、中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費の一部を補助。

2.2 防災・減災投資促進税制(特別償却20%)

支援措置①-1 中小企業防災・減災投資促進税制 (法人税・事業税・所得税)

- 中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却(20%)**を講じる。
- 認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

改正概要

【適用期限：令和2年度末まで】

税制の概要

【対象者】

(連携) 事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

<対象設備>

- ✓ 機械装置(100万円以上)：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品(30万円以上)：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備(60万円以上)：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却(20%)を講じる。

【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

① (連携) 事業継続力強化計画策定

【対象事業者】

・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

・取組内容・実施期間
・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

2.3 金融支援策(信用保険の拡充と低金利融資)

支援措置①-2 金融支援

- 事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業の信用保険の保証枠を別枠追加。
- 津波、水害及び土砂災害に係る要対策地域に所在する者の土地に係る設備資金について、貸付金利を引き下げ。
- 加えて、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の防災に係る設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げ。

■ 信用保険の保証枠の別枠追加

| 保険の種類 | 普通保険 | 無担保保険 | 特別小口保険 |
|-------|---------|------------|-----------|
| 別枠追加額 | 別枠追加2億円 | 別枠追加8,000万 | 別枠追加1250万 |

■ 防災に係る設備資金の金利引き下げ（社会環境対応施設整備資金（BCP関連））

| | | | |
|---------------|--|--------------------|---|
| 対象 | 中小企業庁が公表するBCP策定運用指針（以下、中企庁指針という。）に則り策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う中小企業者 | 貸付限度額及び貸付利率 | 【中小企業事業】 ○貸付限度額：7億2千万円（うち、運転資金2億5千万円） ○貸付利率：【設備資金※1】2億7千万円まで：基準利率－0.65% 2億7千万円超：基準利率 【運転資金※2】基準利率 |
| 取扱金融機関 | 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業） | | 【国民生活事業】 ○貸付限度額：7,200万円（うち、運転資金：4,800万円） ○貸付利率：【設備資金※1】基準利率－0.65% 【運転資金※2】基準利率 |
| 貸付対象 | ○設備資金： 施設の耐震化、自家発設備の設置、倉庫の防火対策、機械の転倒・転落防止対策、データバックアップ設備設置、窓ガラス飛散防止対策など（※建て直し、移転を含む。） ○運転資金： 事業継続に必要な在庫や原材料等の確保、耐震診断費用など | | ※1 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を行う者が必要とする設備資金については、貸付利率を基準利率から0.9%引き下げる。 ※2 耐震診断を行うために必要な運転資金及び複数企業連携に係る運転資金については、貸付利率を基準利率から0.4%引き下げる。 |

2.4 ものづくり補助金、持続化補助金、自家発電導入補助金

支援措置①-3 補助金等による支援

補助金等

○補助金採択にあたっての優遇

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が**補助金採択にあたって加点措置が受けられるなどの措置**を検討中。具体的には、**ものづくり補助金**などを想定。

○自家発電設備等導入への補助

大規模災害時等の停電に備え、中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる**自家発電設備等の設置に要する経費の一部を補助**。

中小企業庁：国庫補助金 予算額20億円

平成30年度補正予算

中小企業・小規模事業者の 災害時に備えた自家発電設備等 導入事業 補助金

大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、中小企業者の**事業継続体制を確保**するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費を補助します。
※対象設備は、自家発電機、当該設備に接続する石油製品（ガソリン、灯油、軽油、重油、石油ガス）を貯蔵する容器等

■ **補助率**
2/3以内（上限：5,000万円）

■ **補助対象者**
日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者

■ **公募締切**
令和元年6月28日（金）消印有効

■ **補助対象設備**
【自家発電設備】
1) 災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも使用可能であり、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上のものに限り、
2) コージェネレーションシステム（エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム）も対象となります。ただし、災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも稼働することや、災害時に十分な能力を発揮できるものに限り、

【石油製品等を貯蔵する容器】
1) 設置する自家発電機の需要に合った適切な備蓄量が確保できること。
2) 貯蔵する燃料の種類により定められる規制に従った貯蔵施設とすること。
3) 常時しようされていること及び災害発生に備えて常時3日分以上の石油製品を備蓄しておくこと。
※災害時に使用すると想定される設備の稼働消費量合計が賄えることを示す燃料消費量計算書を提出してください。

2.5 自家発電導入補助金の詳細（締切6月28日(金)正午）

平成30年度補正予算「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)」補助事業者の公募開始のお知らせ

平成30年度補正予算「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)」は、大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、生活必需品の供給やサプライチェーン維持等のために重要な中小企業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する事業に要する経費を補助することにより、災害時にも機能を維持することが必要な中小企業者の事業用施設等におけるエネルギー供給源の確保を図ること目的としています。

1. 概要

平成30年度補正予算「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)」の補助事業者の募集を行います。

2. 公募期間

2019年5月10日（金）～6月28日（金）【当日消印有効】

3. 応募書類の提出先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 J A 共済ビル 10階
株式会社NTTデータ経営研究所 社会基盤事業本部
災害時に備えた社会的重要なインフラ補助事業 公募係

4. お問い合わせ先

ご質問のある方は、下記連絡先までお願いいたします。

問い合わせ期間：2019年6月28日（金）12：00まで

<公募に関するお問い合わせ先>

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
社会基盤事業本部 災害時に備えた社会的重要なインフラ補助事業 問い合わせ窓口
担当：八間川、山川、伊藤、今村

E-mail：chusho-bcp@nttdata-strategy.com

電話番号：03-5213-4047（受付時間：10時00分から12時、13時から18時30分（土曜・日曜・祝日除く））

3.1 事業継続力強化計画書申請の内容 その1

事業継続力強化の内容（中小企業等の経営強化に関する基本方針（案））

パブリックコメント実施中

- **事業継続力強化の内容や配慮事項**について、改正法に基づき「**基本方針**」を作成。基本方針は**計画の認定基準**としても機能。 ※パブリックコメント実施中。

① 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項

| | |
|--------------|--|
| 目標設定 | <ul style="list-style-type: none">・ 事業継続力強化の目標【例】 自然災害等のリスク認識や事業活動への被害想定を踏まえた目標や取組を設定 |
| 具体的な対策・取組の決定 | <ul style="list-style-type: none">・ 自然災害が発生した場合の初動対応手順【例】 従業員の安否確認、設備の停止、被害状況の把握・共有・ 自然災害が発生した場合の人員体制の整備【例】 従業員の緊急参集ルールの整備・ 事業継続力強化に資する設備の導入【例】 停電に備えた自家発電設備、水害に備えた排水ポンプ・止水板の導入・ リスクファイナンス対策【例】 損害保険への加入、自己資金の確保、発災後に活用できる融資制度の事前確認・ 業務上重要な重要情報の保護【例】 情報の電子化・バックアップ、クラウド上での情報管理・ 中小企業を取り巻く関係者による協力【例】 親事業者の下請中小企業への計画策定セミナー、政府関係金融機関の融資 <p>※親事業者に対し、下請中小企業に対して過大な負担を一方向的に押しつけることのないよう、下請中小企業の実情に十分配慮する旨を規定。</p> |
| 実効性の確保 | <ul style="list-style-type: none">・ 事業継続力強化の実効性確保に向けた取組【例】 取組の推進体制整備、定期的な訓練、計画の見直し |

② 連携して行う事業継続力強化（連携事業継続力強化）の内容に関する事項

①の内容を**基本**としつつ、連携事業継続力強化に当たって必要な事項を規定。

- ・ 連携事業継続力強化の**態様**【例】 組合等を通じた**水平連携**、サプライチェーンにおける**垂直連携**、地域における**面的連携**
- ・ 連携事業継続強化に資する**取組**【例】 原材料・人員派遣・代替生産などの**経営資源の相互融通の方法**、連携の**ルール整備**

③ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 関係法令（独禁法、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法等）の遵守、外部専門家の活用 等

3.2 事業継続力強化計画書申請の内容 その2

事業継続力強化計画の内容（事業継続力強化計画様式（案））

パブリックコメント実施中

- 申請手続を簡素化できるよう、①様式を**数枚程度**にコンパクトにするとともに、②**レジリエンス認証**や**ISO**等を取得している場合、**当該資料を添付すれば、一部記載を省略できる**こととする。
- また「**作成指針**」や「**作成の手引き**」等の**マニュアル**を整備するとともに、**作成をハンズオンで支援**。

計画記載事項（案）

(1) 事業継続力強化の目標

- － 事業継続力強化の目的
- － 自然災害等の想定
- － 自然災害等が事業活動に与える影響（ヒト・モノ・カネ・情報）

(2) 事業継続力強化の内容

- － 自然災害等が発生した場合における対応手順
- － 人員体制の整備
- － 事業継続力強化に資する設備等の導入
- － リスクファイナンス（保険等）の確保
- － 重要情報の保護
- － 協力者の名称・協力内容
- － 実効性確保のための取組（組織整備、訓練の実施）

(3) 実施時期

(4) 計画実施に必要な資金の額・調達方法

(5) その他

- － 関係法令（独禁法、下請法等）の遵守
- － レジリエンス認証、ISO22301認証の取得状況、
中小企業庁BCP策定運用指針に基づくBCP策定状況（※）
（※）これらに該当する場合、当該資料を添付すれば、一部記載を省略可とする。

申請書様式のイメージ

（別紙）
事業継続力強化計画

1. 名称等
事業者の氏名又は名称 _____
代表者の氏名及び住所 _____
資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____
業種 _____
法人番号 _____ 設立年月日 _____

2. 事業継続力強化の目標

| | |
|---------------------|---------------|
| 自社の事業活動の概要 | |
| 事業継続力強化に取り組む目的 | |
| 事業活動に影響を及ぼす自然災害等の想定 | |
| 自然災害等の発生が事業活動に与える影響 | （人員に関する影響） |
| | （建物・設備に関する影響） |
| | （資金繰りに関する影響） |
| | （情報に関する影響） |
| | （その他の影響） |

3.3 事業継続力強化計画書申請の内容 その3

事業継続力強化計画等の認定審査について

- 認定審査は、基本方針等に基づいて、以下の考え方を踏まえて審査。
- 審査の基本となる考え方は、外部専門家による「事業継続力強化計画の詳細制度設計のための検討会」において審議。

(1) 計画認定に関する基本的な考え方

- 計画策定の途上で、しっかり自社の災害リスクや取り得る事前の対策について考えていただくこと。
- 災害への備えの強化について一定の有効性を担保すること（経営者による計画へのコミットメント、従業員への訓練・教育や、計画の定期的な見直し）。
- 経営資源（人・モノ（設備）・資金・情報）に対する備えを全て講じる必要はなく、自社の事業継続に必要な取組のみで構わないこと。
- 中小企業にとって、防災・減災対策のはじめの一步として踏み出しやすいものであること。

(2) 認定審査について

- 認定審査については、計画の内容が基本方針に照らし、適切であるかを審査する。
- 基本方針では、以下の取組を示している。

【事業継続力強化計画の記載事項】

- ① 自社の事業所における自然災害リスクの確認と、対策の現状認識。
- ② 経営資源（人・モノ（設備・機器など）・資金・情報）については、自社にとって必要で、取り組むことができる事項。
- ③ 計画の実効性を確保するための、平時からの推進体制整備や、従業員向け訓練、計画の見直し。
等

4.1 普及啓発に向けた取り組み（サプライチェーンにおける親会社と地方自治体に期待される役割）

各ステークホルダーに期待される役割①

- 「**基本方針**」に基づき、**親企業・地方自治体・損害保険会社・地域金融機関**といった各ステークホルダーには、以下のような役割が期待される。

① サプライチェーンにおける親企業

○親事業者の働きかけが下請中小企業にとって過大な負担とならないよう、十分な配慮の上で、下記のような取組を行うことが期待される

- 取引先中小企業へのセミナー等を通じた**普及啓発**
- 事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援
- チェックシートに基づく事前対策の点検、**助言・支援**
- 被害状況把握のための**コミュニケーション**の実施
- 人的・技術支援による**復旧の支援**
- 納期の猶予**、国の補助金等の**被災支援策の斡旋**、操業再開した取引先に**新規案件の優先的紹介**などによる事業継続・復興支援

② 地方自治体（都道府県・市町村）

○地域の総合的な経済団体である商工会・商工会議所と連携し、下記のような取組を行うことが期待される。

- 認定制度活用促進のための**普及啓発**や独自の**インセンティブ付け**
- BCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置
- 地域の商工団体や大学等と連携した取組（**自然災害時の体制構築、人材育成等**）
- 独自の認証制度と**公共調達等との連動**
- 防災・減災に関する取組の**顕彰**

4.2 普及啓発に向けた取り組み（損害保険会社と地域金融機関に期待される役割）

各ステークホルダーに期待される役割②

③損害保険会社

- 中小企業の保険加入の状況は、必ずしも十分ではない。地震保険は加入率が低く、水災保険の加入率は高いが、カバー率は低い。この現状を踏まえ、下記のような取組が期待される。
 - 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
 - ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援
 - 災害に対応した新たな保険商品の開発・販売（オールリスク補償型商品、実損補償型商品）
 - 大規模自然災害発生後の契約見直しの懇話（ニーズ再確認・補償条件の見直し提案）
 - 地方自治体との包括連携協定の締結（講習会の運営への協力等）

④地域金融機関

- 個々の経営判断の中で、中小企業のニーズにきめ細かく対応する融資条件を設定するなどの取組を行うことが期待される。
 - 災害対策の普及啓発
 - 事前対策に必要な資金の融資・融資期間の延長
 - 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応
 - 被災した中小企業のニーズに対応し、融資条件を変更するなど、機動的かつ柔軟な対応
 - 自然災害発生時に、借入金の元本返済を免除する融資プランの提供

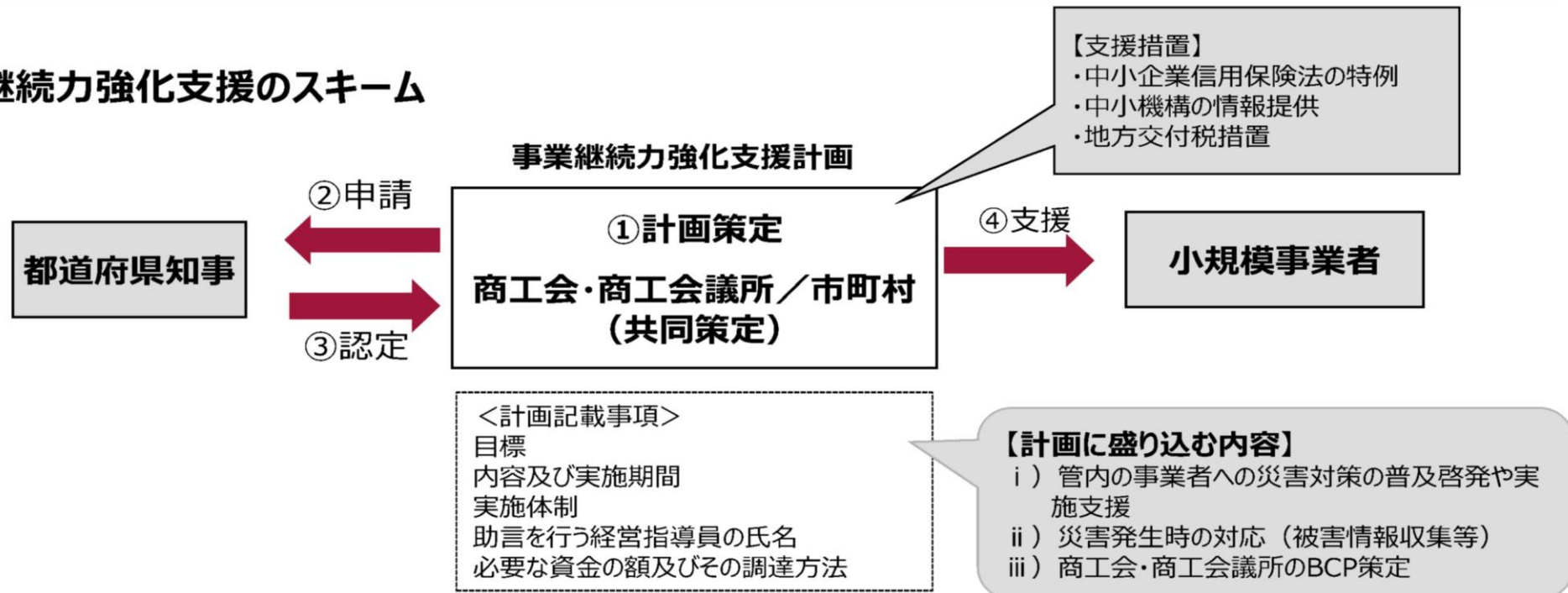
4.3 普及啓発に向けた取り組み

(都道府県認定制度 市町村と商工三団体の小規模事業者支援対策)

②商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援（小規模事業者支援法の改正）

- 商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、**事業継続力強化のための支援を行う計画（事業継続力強化支援計画）**を策定し、都道府県知事が認定。

事業継続力強化支援のスキーム



事前対策

帯広商工会議所は、帯広市、北海道経済産業局の協力のもと、大規模災害時に地域住民の健康に直接影響を与え得る薬局のBCP策定の推進ため、セミナーを開催。

事後対策

九州・沖縄ブロックの商工会連合会が日本公庫・沖縄公庫を含む災害発生時の情報収集、復旧に向けた連携協定を締結。



4.4 普及啓発に向けた取り組み（シンポジウム、ポスター・チラシ、ロゴマーク）

普及啓発の取り組みについて

- 事業継続力強化計画の周知、中小企業の防災・減災への取り組みを促すシンポジウムを **全国9カ所**で開催。
- 併せて、ポスターやチラシ、パンフレット等を作成し、**中小企業を取り巻く関係者に広く配布し**、中小企業の事業継続力強化計画の策定を促す。
- **認定企業には、事業継続力強化計画の認定を示すロゴマークの使用を許可し**、対外的に事業継続力の強化の取り組みを行っていることを認知できる環境を作る。

<全国9カ所で中小企業強靱化対策シンポジウムを開催>

本シンポジウムでは、制度の説明、有識者による基調講演、先進的な取り組みを行っている中小企業・支援機関等によるパネルディスカッションを予定。

キックオフイベント（東京）

日時：7/31（水）13：00～
場所：東京都品川インターシティ
対応者：当省幹部が出席し、今後の取組への期待などメッセージの発信等

- ・冒頭挨拶
- ・制度説明と事業者・関係者への期待
- ・基調講演
（防災・減災に知見のある有識者等）
- ・パネルディスカッション
（先進的な取り組みを行う中小企業等）

キックオフイベント後の開催日程

| 開催日程 | 開催場所 |
|----------|------|
| 8/21（木） | 北海道 |
| 8/28（水） | 大阪 |
| 9/9（月） | 宮城 |
| 9/25（水） | 愛知 |
| 9/30（月） | 広島 |
| 10/4（金） | 福岡 |
| 10/9（水） | 沖縄 |
| 10/24（木） | 香川 |

<ポスター・チラシで幅広く中小企業に周知>



<ポスター・チラシイメージ>

○ポスターやチラシを中小企業の関係機関に配布、掲示していただき当該制度の普及を図る。

○関係機関としては、自治体、商工会、商工会議所、金融機関などを想定。

<認定を受けた中小企業は認定ロゴマークが使用可能>

商標登録申請中のため研究会限り



<ロゴマークイメージ>

○強靱なハニカム構造を六角形で表し、どんな災害にも耐えるという意味、黄色と黒は災害などに関わる色調。

○認定企業は、**ロゴマークを名刺等に記載可能**。取引先や支援機関等に**自社が防災に取り組んでいることをアピール**できる。

4.5 普及啓発に向けた取り組み（ワークショップ ハンズオン支援）

防災・減災対策の促進に向けた支援策①（ワークショップの開催・ハンズオン支援など）

- 中小企業の計画策定を支援するため、全国47都道府県でワークショップの開催、専門家によるハンズオン支援を実施。
- 別途、計画を自ら作成できるよう、事例などを盛り込んだ「申請手引き」を作成・公表。

ワークショップの開催

- 計画策定を支援するため、どのような事柄を計画に盛り込むことが必要か、理解するためのワークショップの開催。
- 座学だけでなく、プレ計画作りを体験するなど、実地的な内容とする。

【開催日時】令和元年7月30日～9月27日
【開催頻度】47都道府県で計50回開催

申請手引き等の整備

- 申請書の記載内容や申請手続方法、対策の事例紹介、社内における検討方法、支援の活用方法をまとめた、「申請手引き」を**作成・公表**。

【公表時期】法律施行日

ハンズオン支援（専門家の派遣）

- サプライチェーンや地域の中核となる中小企業を中心に、単独または連携して取り組む計画策定を支援するため、専門家を派遣。
- 計画策定だけでなく、実効性担保のため従業員への周知・訓練、計画見直しを図っていくことの重要性も説いていく。
- 支援対象は公募を行い、外部審査を経て決定。

【支援対象予定】

- ・単独600者程度（派遣は3回程度）
- ・連携40グループ程度（派遣は8回程度）

【支援期間】

- ・公募開始：令和元年6月中旬頃
- ・支援先決定：令和元年7月中旬頃
- ・支援開始：令和元年7月下旬以降

4.6 普及啓発に向けた取り組み（経営指導員研修と中小企業診断士を指導人材に育成）

防災・減災対策の促進に向けた支援策②（指導人材の育成）

- 中小企業の防災・減災対策を進めるため、中小企業の実態にあった指導ができる人材が必要。
- 指導人材は大都市圏に集中しているため、地方も含めた指導人材の育成を図っていく。

商工団体等の経営指導員等向け研修

- 中小企業・小規模事業者に対し、自然災害における防災・減災対策を勧められるよう、商工団体の経営指導員、地方公共団体職員向け研修を実施。
- さらに、中小企業の防災・減災対策を支援するため、**地域の商工会・商工会議所と市町村が連携して、これらの取組を支援するための計画の策定が進むよう**、計画策定に関する研修も併せて実施。

【開催日時】令和元年8月以降から随時

【開催頻度】各都道府県各1回

【想定受講者数】約200名程度

指導人材向け研修

- 従来のBCPは、経営の一部であるとの本質を伝えることが不十分であった。
- **中小企業にとって必要不可欠な内容**
（例：初動対応・モノ・資金・情報に関わる対策など）と、実効性を確保するため従業員の教育・訓練、実態を踏まえた計画の見直しについて、指導できる人材が不可欠。
- これら指導人材の育成のため研修会を実施し、地方を中心に育成を図る。

【開催日時】令和元年8月以降から随時

【開催頻度】全国9ブロック

【想定受講者数】200名程度

【想定される専門家層】中小企業診断士、
ミラサポ登録専門家、防災士 等

お問合せ先

○

お問合せ先

SOMPOリスクマネジメント株式会社
高橋

住所 : 〒160-0023
東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル27階
電話 : 03-3349-5102(高橋)
E-mail : ktakahashi40@sompo-rc.co.jp
HP : <http://www.sompo-rc.co.jp>



Innovation for Wellbeing

SOMPOリスクマネジメント